

(3) 食費・居住費（滞在費）の負担限度額

※負担限度額の認定を受けた場合は、以下の第1～第3段階のいずれかの料金となります

対象者		利用者負担区分	居住費 (居室料)	特別室料	食費
世帯全員が、 市町村 民税非課税者	生活保護受給者	第1段階	820円/日	※特別室希望の方は、下記の料金が加算されます。 (特別室Ⅰ) 2,000円/日 (特別室Ⅱ) 4,000円/日	300円/日
	老齢福祉年金受給者				
	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	第2段階	820円/日		390円/日
	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万超120万円以下の方	第3段階 ①	1,310円/日		650円/日
	課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方	第3段階 ②	1,310円/日		1,360円/日
上記以外の方		第4段階	3,000円/日		1,800円/日